

第9回通常総会のご報告

5月25日(火)、ホテルブエナビスタにおいて第9回通常総会を開催いたしました。本総会は開催直前に当地域の新型コロナウイルス感染状況が著しく悪化しつつある状況を踏まえ、予定していた記念講演会を中止するとともに、その他の内容も時間を短縮して開催することとなりましたが、皆様にご協力をいただき予定されていた議事も滞りなく進み、役員改選案等の審議事項も無事承認いただくとともに、松本税務署長感謝状贈呈、優良経理担当者表彰、特別感謝状贈呈も無事執り行うことができました。



挨拶をする神澤会長

表彰受賞者

(敬称略：順不同)

松本税務署長感謝状受彰者

- 高山 政登 (有高山自動車板金)
- 森田 益雄 (株森田)
- 井上 和久 ((一社) 松本法人会事務局)



松本税務署長感謝状及び特別感謝状が贈られた高山政登氏(写真左)

特別感謝状受賞者

1. 正副会長を務めた退任者
 - 高山 政登 (前副会長・豊科部会長)
2. 役員定年による退任者
 - 森田 章敬 (前常任理事・厚生副委員長・東部部会長)
 - 土屋 忠史 (前理事・伊勢町部会長)
 - 竹村 治恭 (前理事・芳川部会長)
 - 甕 奉邦 (前運営審議員・深志部会)
 - 小川原 浄 (前運営審議員・豊科部会／組織委員)

- 布野 源一 (前運営審議員・山形部会)
- 望月 侃生 (前研修委員)
- 3. 長期間役員を務めた退任者
 - 折井 哲朗 (前理事・白板部会長)
 - 山口 吉孝 (前広報委員)
 - 青木 稔 (前税制委員)

優良経理担当者表彰受彰者

A区分 (勤続5年以上)

- 佐藤 恵子 キッセイ商事(株)
- 細野なつ美 (株)巴屋
- 高野 素史 中部クレーン(株)
- 横内 範江 中部クレーン(株)

B区分 (勤続10年以上)

- 熊澤 彩 (株)ミカサ
- 大野 美里 (株)大野建設
- 新保 綾 穂高温泉供給(株)
- 中谷 正子 アサカワ印刷(株)
- 小林 真紀 キッセイ薬品工業(株)
- 黒磯 崇弘 キッセイコムテック(株)
- 萩原 周子 中部クレーン(株)
- 赤羽 健子 中部クレーン(株)
- 筒木由希子 ハシバテクノス(株)
- 太田 将貴 花村産業(株)

C区分 (勤続20年以上)

- 河上ひろみ (株)安曇野ビルディング
- 内川 和代 上條鋼材(株)
- 塩田 弓香 キッセイ薬品工業(株)
- 川出 裕美 (株)滝澤工務店
- 赤羽 政実 中部クレーン(株)
- 宮田 浩章 花村産業(株)



優良経理担当者表彰(C区分)を受賞した宮田浩章氏

役員改選

役員改選の結果、次の通り新役員が決まりました。

※太字は新任、昇任者

会 長	神澤 陸雄	
副 会 長	高橋 秀生	厚生委員長
〃	滝澤 文雄	総務委員長
〃	花岡 貞夫	研修委員長
〃	百瀬衛貴男	広報委員長
〃	百瀬 幸子	税制委員長
〃	小日向義夫	組織委員長
〃	深澤 直久	波田部会長
〃	菅澤 一隆	穂高部会長
〃	花村 薫	川手部会長
〃	作田 永子	塩尻部会長
〃	下山 邦雄	豊科部会長
専務理事	野村 和之	
常任理事	廣田 伸一	青年部長
〃	小林 秀子	女性部長・税制副委員長
〃	西澤 仁志	
〃	田中 鈴生	城西部会長
〃	吉江 宗雄	
〃	水谷 有吉	
〃	島 宏幸	
〃	倉科 晶夫	総務副委員長・深志部会長
〃	上條 栄規	研修副委員長・南部部会長
〃	田内 光一	組織副委員長・南東部会長
〃	浅川 琢夫	広報副委員長
〃	田中 幸一	総務副委員長・西北部会長
〃	赤羽 勝巳	税制副委員長
〃	上條 敏昭	厚生副委員長
〃	清水 是昭	組織副委員長
理 事	増田 博志	上土部会長
〃	大宮 康彦	今町・六九部会長

〃	窪田 忠洋	伊勢町部会長
〃	手塚 勝彦	中央部会長
〃	市川 興一	本庄部会長
〃	田近 勝之	白板部会長
〃	大和 朗	城東部会長
〃	新井 巻好	東部部会長
〃	濱田 諭	北部部会長
〃	佐藤 古寿	南松本部会長
〃	浅川 貴央	芳川部会長
〃	山崎 圭子	本郷部会長
〃	堀江 哲也	寿部会長
〃	宮下 秀保	研修副委員長・西部部会長
〃	中島 敬夫	南西部会長
〃	高木 一寿	三郷部会長
〃	関川 光寿	筑北部会長
〃	宮本 孝幸	安曇部会長
〃	齋藤 章	梓川部会長
〃	松本 伸夫	堀金部会長
〃	武井 正	朝日部会長
〃	清水 敏昭	山形部会長
〃	川瀬 雄一	奈川部会長
〃	奥原 宰	上高地・白骨温泉旅館部会長
〃	伊藤 茂	農協部会長
〃	忠地 恵子	広報副委員長
〃	高橋 治美	厚生副委員長
〃	大月 清光	青年部長経験者
〃	伊藤 修	青年部長経験者
〃	蒲生 浩明	青年部副部長
〃	中野 美知子	女性部副部長
監 事	宮本 潔	
〃	伊藤 敏史	
〃	柴田 博康	

【新相談役】

高山 政登	(前副会長)
小野 桂一	(税理士会松本支部長)

青年部新役員

※4月26日開催 第46回
通常総会にて改選

部 長	廣田 伸一
副 部 長	平林 和樹
〃	小川原健太
〃	蒲生 浩明
〃	濱 徳章
〃	川出 哲敬
〃	花村 佑子
〃	吉村 和道
第一委員長	牛越 秀男

副 委 員 長	草田 章夫
第二委員長	三沢 功
副 委 員 長	白井 智治
第三委員長	北澤 剛
副 委 員 長	一本木義晴
第四委員長	内村 剛司
副 委 員 長	矢島 龍
第五委員長	石原 卓幸
副 委 員 長	赤羽 洋紀
第六委員長	藤原 哲司
副 委 員 長	小寺 惇
第七委員長	山田 祥雄
副 委 員 長	清水 良浩

監 査	深澤 和紀	幹 事	橋本 京子
	赤羽 明	〃	原田紀美子

女性部新役員

※4月21日開催 第42回
通常総会にて改選

部 長	小林 秀子	〃	大月 豊喜
副 部 長	中野美知子	〃	高木 恭子
〃	忠地 恵子	〃	二木 定子
〃	花岡久美子	〃	本間 恵子
〃	奥原しげ子	〃	露沢 泰子
〃	清澤 和恵	〃	赤羽 春恵
〃	渡辺くに子	監 査	中澤 清子
		〃	片山 雅子

第9回通常総会議案書から

令和2年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・令和3年度予算【収支予算書】※抜粋

(単位：円)

(単位：円)

令和2年度決算 〈事業別〉正味財産増減計算書			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	2,654	2,465	189
特定資産受取利息	2,654	2,465	189
受取入会金	34,000	81,000	▲ 47,000
受取入会金	34,000	81,000	▲ 47,000
受取会費	36,848,000	37,637,000	▲ 789,000
正会員受取会費	35,984,000	36,812,000	▲ 828,000
賛助会員受取会費	864,000	825,000	39,000
事業収益	209,000	236,000	▲ 27,000
広報事業収益	209,000	236,000	▲ 27,000
受取補助金等	20,269,600	20,579,200	▲ 309,600
受取全法連補助金	240,000	248,000	▲ 8,000
受取県連補助金	515,000	1,119,800	▲ 604,800
受取全法連助成金振替額	19,054,600	18,751,400	303,200
受取民間補助金	460,000	460,000	0
受取負担金	1,225,000	1,220,000	5,000
青年・女性部受取負担金	1,225,000	1,220,000	5,000
雑収益	664,812	1,517,230	▲ 852,418
受取利息	339	280	59
雑収益	664,473	1,516,950	▲ 852,477
【経常収益計】	59,253,066	61,272,895	▲ 2,019,829
(2) 経常費用			
事業費	40,232,035	49,851,487	▲ 9,619,452
(税務支援事業)	1,222,882	159,786	1,063,096
会場費	90,250	55,990	34,260
印刷製本費	663,630	5,400	658,230
通信運搬費	250,679	1,620	249,059
委託費	131,680	0	131,680
会議費	86,643	96,776	▲ 10,133
(税の啓発・提言事業)	418,662	808,440	▲ 389,778
印刷製本費	49,280	71,830	▲ 22,550
通信運搬費	5,334	12,317	▲ 6,983
表彰費	42,210	59,405	▲ 17,195
支払負担金	7,000	8,000	▲ 1,000
委託費	214,271	0	214,271
会議費	18,067	594,050	▲ 575,983
雑費	82,500	62,838	19,662
(経営支援事業)	862,034	1,625,212	▲ 763,178
会場費	0	228,332	▲ 228,332
印刷製本費	155,870	169,138	▲ 13,268
通信運搬費	2,880	10,941	▲ 8,061
支払負担金	106,000	104,800	1,200
諸謝金	514,500	903,545	▲ 389,045
広告宣伝費	0	167,200	▲ 167,200
委託費	46,064	0	46,064
会議費	36,720	41,040	▲ 4,320
雑費	0	216	▲ 216
(地域社会貢献事業)	1,240,766	2,711,163	▲ 1,470,397
印刷製本費	33,550	33,372	178
支払寄付金	911,067	2,504,910	▲ 1,593,843
通信運搬費	11,529	12,676	▲ 1,147
委託費	184,462	35,640	148,822
支払負担金	7,000	15,000	▲ 8,000
雑費	93,158	109,565	▲ 16,407
(広報事業)	8,487,006	8,415,494	71,512
印刷製本費	4,349,470	4,496,366	▲ 146,896
通信運搬費	3,993,186	3,733,164	260,022
委託費	120,000	120,000	0
会議費	24,350	65,964	▲ 41,614
(会員増強事業)	977,571	1,367,481	▲ 389,910
印刷製本費	641,333	469,238	172,095
通信運搬費	121,998	55,263	66,735
表彰費	183,000	250,000	▲ 67,000
消耗品費	0	6,804	▲ 6,804
会議費	31,240	586,176	▲ 554,936
(厚生制度推進事業)	121,089	293,278	▲ 172,189
支払負担金	0	13,000	▲ 13,000
表彰費	120,000	180,000	▲ 60,000
通信運搬費	1,089	0	1,089
会議費	0	100,278	▲ 100,278
(会員支援事業)	1,577,608	7,919,314	▲ 6,341,706

令和3年度予算 収支予算書	
科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	3,000
特定資産受取利息	3,000
受取入会金	60,000
受取入会金	60,000
受取会費	36,000,000
正会員受取会費	35,450,000
賛助会員受取会費	550,000
事業収益	300,000
広報事業収益	300,000
受取補助金等	19,319,640
受取全法連助成金	50,000
受取県連補助金	262,540
受取全法連助成金振替額	18,567,100
受取民間補助金	440,000
受取負担金	1,334,000
青年・女性部受取負担金	1,334,000
雑収益	801,000
受取利息	1,000
雑収益	800,000
【経常収益計】	57,817,640
(2) 経常費用	
事業費	49,753,400
(税務支援事業)	390,000
会場費	200,000
印刷製本費	40,000
会議費	150,000
(税の啓発・提言事業)	1,410,000
印刷製本費	50,000
通信運搬費	10,000
表彰費	40,000
支払負担金	40,000
委託費	1,000,000
会議費	200,000
雑費	70,000
(経営支援事業)	2,440,000
会場費	300,000
印刷製本費	180,000
通信運搬費	20,000
支払負担金	160,000
諸謝金	1,550,000
広告宣伝費	180,000
会議費	50,000
(地域社会貢献事業)	1,350,000
印刷製本費	40,000
支払寄付金	1,230,000
委託費	20,000
支払負担金	10,000
雑費	50,000
(広報事業)	8,560,000
印刷製本費	4,500,000
通信運搬費	3,880,000
委託費	120,000
会議費	60,000
(会員増強事業)	1,430,000
印刷製本費	570,000
通信運搬費	80,000
表彰費	30,000
会議費	750,000
(厚生制度推進事業)	180,000
表彰費	30,000
支払負担金	30,000
委託費	80,000
会議費	40,000
(会員支援事業)	7,180,000
諸謝金	600,000
印刷製本費	440,000
通信運搬費	220,000
委託費	2,700,000
表彰費	200,000
支払負担金	480,000

諸謝金	393,411	513,685	▲ 120,274	保険料	40,000
印刷製本費	267,410	395,185	▲ 127,775	会議費	2,500,000
通信運搬費	159,377	171,746	▲ 12,369	給料手当	13,702,500
委託費	73,280	3,026,575	▲ 2,953,295	役員報酬	313,200
表彰費	65,950	362,589	▲ 296,639	福利厚生費	2,523,000
支払負担金	3,000	838,575	▲ 835,575	中退金支出	835,200
保険料	0	10,292	▲ 10,292	退職給付費用	43,500
会議費	517,180	2,559,197	▲ 2,042,017	旅費交通費	930,900
雑費	98,000	41,470	56,530	印刷製本費	870,000
給料手当	13,636,206	13,771,822	▲ 135,616	通信運搬費	1,566,000
役員報酬	313,200	0	313,200	リース料	591,600
福利厚生費	2,891,488	2,772,373	119,115	消耗品費	261,000
中退金支出	835,200	769,950	65,250	賃借料	1,974,900
退職給付費用	104,461	65,110	39,351	事務所管理費	1,087,500
旅費交通費	269,900	876,098	▲ 606,198	支払手数料	304,500
印刷製本費	321,966	402,009	▲ 80,043	新聞図書費	234,900
通信運搬費	910,460	1,577,177	▲ 666,717	広告宣伝費	52,200
リース料	597,525	525,953	71,572	委託費	217,500
減価償却費	37,342	0	37,342	事務委託費	870,000
消耗品費	238,874	341,436	▲ 102,562	支払負担金	348,000
消耗什器備品費	46,901	0	46,901	雑費	87,000
賃借料	1,981,770	1,955,952	25,818	管理費	10,296,600
事務所管理費	1,097,881	1,105,652	▲ 7,771	給料手当	2,047,500
支払手数料	282,097	318,586	▲ 36,489	役員報酬	46,800
新聞図書費	240,443	240,678	▲ 235	福利厚生費	377,000
広告宣伝費	38,280	38,018	262	中退金支出	124,800
委託費	172,643	216,954	▲ 44,311	退職給付費用	6,500
事務委託費	870,000	870,000	0	会議費	5,890,000
支払負担金	361,496	408,377	▲ 46,881	旅費交通費	139,100
租税公課	9,744	0	9,744	印刷製本費	130,000
雑費	66,540	295,174	▲ 228,634	通信運搬費	234,000
管理費	5,901,122	9,373,052	▲ 3,471,930	リース料	88,400
給料手当	2,037,594	2,057,859	▲ 20,265	消耗品費	39,000
役員報酬	46,800	0	46,800	賃借料	295,100
福利厚生費	432,061	414,262	17,799	事務所管理費	162,500
中退金支出	124,800	115,050	9,750	支払手数料	45,500
退職給付費用	15,609	9,730	5,879	新聞図書費	35,100
会議費	1,784,777	5,120,805	▲ 3,336,028	広告宣伝費	7,800
旅費交通費	40,330	130,912	▲ 90,582	委託費	32,500
印刷製本費	48,110	60,071	▲ 11,961	事務委託費	130,000
通信運搬費	136,046	235,671	▲ 99,625	支払負担金	52,000
リース料	89,285	78,590	10,695	渉外慶弔費	400,000
減価償却費	5,580	0	5,580	雑費	13,000
消耗品費	35,694	51,019	▲ 15,325	【経常費用計】	60,050,000
消耗什器備品費	7,008	0	7,008	【当期経常増減額】	▲ 2,232,360
賃借料	296,126	292,269	3,857	2. 経常外増減の部	
事務所管理費	164,051	165,212	▲ 1,161	(1) 経常外収益	
支払手数料	42,152	47,605	▲ 5,453	【経常外収益計】	-
新聞図書費	35,928	35,963	▲ 35	(2) 経常外費用	
広告宣伝費	5,720	5,682	38	【経常外費用計】	-
委託費	25,797	32,418	▲ 6,621	【当期経常外増減額】	-
事務委託費	130,000	130,000	0	【税引前一般正味財産増減額】	▲ 2,232,360
支払負担金	54,017	61,023	▲ 7,006	【法人税及び住民税】	21,000
渉外慶弔費	332,239	284,804	47,435	【当期一般正味財産増減額】	▲ 2,253,360
租税公課	1,456	0	1,456	【一般正味財産期首残高】	68,500,000
雑費	9,942	44,107	▲ 34,165	【一般正味財産期末残高】	66,246,640
【経常費用計】	46,133,157	59,224,539	▲ 13,091,382	II 指定正味財産増減の部	
【当期経常増減額】	13,119,909	2,048,356	11,071,553	受取補助金等	18,567,100
2. 経常外増減の部				受取全法連助成金	18,567,100
(1) 経常外収益				一般正味財産への振替額	▲ 18,567,100
【経常外収益計】	0	0	0	一般正味財産への振替額	▲ 18,567,100
(2) 経常外費用				【当期指定正味財産増減額】	-
固定資産除却損	0	1	▲ 1	【指定正味財産期首残高】	-
什器備品除却損	0	1	▲ 1	【指定正味財産期末残高】	-
【経常外費用計】	0	1	▲ 1	III 正味財産期末残高	66,246,640
【当期経常外増減額】	0	▲ 1	1		
【税引前一般正味財産増減額】	13,119,909	2,048,355	11,071,554		
【法人税及び住民税】	21,000	21,000	0		
【当期一般正味財産増減額】	13,098,909	2,027,355	11,071,554		
【一般正味財産期首残高】	64,173,228	62,145,873	2,027,355		
【一般正味財産期末残高】	77,272,137	64,173,228	13,098,909		
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等	19,054,600	18,751,400	303,200		
受取全法連助成金	19,054,600	18,751,400	303,200		
一般正味財産への振替額	▲ 19,054,600	▲ 18,751,400	▲ 303,200		
一般正味財産への振替額	▲ 19,054,600	▲ 18,751,400	▲ 303,200		
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0		
【指定正味財産期首残高】	0	0	0		
【指定正味財産期末残高】	0	0	0		
III 正味財産期末残高	77,272,137	64,173,228	13,098,909		

(注)【審議事項】第1号議案「〈事業別〉正味財産増減額計算書」、【報告事項】「令和3年度収支予算書」要点の抜粋です。

令和4年度 税制改正に関する提言

令和3年度税制改正では、新型コロナウイルスの影響を受ける企業や家計を下支えし、脱炭素社会やデジタルトランスフォーメーション（DX）の投資を促す措置を盛り込むなど、国・地方合わせて600億円程度の減税となる改正内容となった。

未曾有のコロナ禍にあっては、危機対応を優先することは当然であるが、一方で、我が国の財政状況は先進国の中で突出して悪化する状況となっている。

このような状況の中、当会の税制委員会では、本年2月から4月にかけて、「税に関するアンケート」を実施、「コロナ後の財政対応」「今後の社会保障の給付と負担のバランス」「医療費の高齢者負担の見直し」「導入が迫っている“いわゆるインボイス制度”に対する意見」について回答を求めた。

「コロナ後の財政対応」については、「コロナ終息後、直ちに税財政改革に取り組めるよう今から議論を始めるべき」と「コロナ後であっても増税や社会保障負担を増やすべきでない」が、ともに約35%と拮抗した。「今後の社会保障の給付と負担のバランス」については、「給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持」と「現行の給付水準を保つため、ある程度の負担増はやむを得ない」が、合わせて70%を超え、大きな給付水準の低下や負担増は望まない意見が大半となった。「医療費の高齢者負担の見直し」については、「与党内で合意された窓口負担2割を年収200万円以上」とすることに「現役世代の負担上昇を抑えるためやむを得ない」との肯定意見が約45%、「与党の合意よりも年収基準を引き下げる、または引き上げる、また、現役と同じ3割負担としている年収基準を引き下げる」など与党合意とは異なる意見が約48%と意見が分かれた。「導入が迫っている“いわゆるインボイス制度”に対する意見」については、「小規模な免税事業者への配慮」について、「適正な仕入れ税額控除のためにはやむを得ない」「消費税事業者免税点制度を廃止すれば解決する」が合わせて約47%、一方、「免税事業者が取引から排除されないよう配慮すべき」「現行の区分記載請求書等保存方式を当面維持すべき」が35%ほどに及んだ。

当会としては、特に、インボイス制度について、コロナ禍により大きな影響を受けている小規模事業者等が事務負担増などにより廃業を選択することのないよう、緊急対策を求めるとともに、将来的には消費税事業者免税点制度の在り方を検討するよう要望する。

新型コロナウイルスによる財政出動は終りの見えない状況であるが、政府には我が国の経済を支えている中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じ続けるとともに、感染拡大が収束する段階になった際には、財政規律の復活と合わせて地方経済・中小企業が速やかに回復・活性化するような取り組みを求めたい。

松本法人会は、これらをふまえ、令和4年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

(1) 国税・地方税について

(国税・地方税共通)

- ア. 消費税に限らず、税率引き上げありきではなく、その前に徹底した行財政改革のもと歳出削減を早急に図ること。
- イ. 中小企業に対する法人税の軽減税率や投資促進税制などについては、本則化を検討すること。
- ウ. 少子化対策として、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。
- エ. 法人事業税や法人住民税など、国税と課税対象を同じくするものについては国税に賦課徴収を一元化すること。

(国税)

- ア. 消費税の円滑な転嫁を実現するとともに、滞納状況などを常に検証すること。
- イ. 令和5年10月1日以降、消費税の仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式（いわゆる“インボイス制度”）」については、コロナ禍により多大な影響を受けている小規模事業者等に配慮し現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持すること。
- ウ. 時代に即した減価償却耐用年数と分類の簡明化を常に検討すること。
- エ. 交際費課税を、企業規模に関係なく緩和すること。
- オ. 同族会社への留保金課税について、企業規模に関係なく、全面的に廃止すること。
- カ. 所得税の各種控除のうち制度創設の意義を失い、効果が薄れたと考えられるものについて、引き続き整理を進めること。

キ. 事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で、更に見直しを進めること。

ク. 環境汚染抑制・防止を目的とした税制の構築について、道路特定財源の見直しと併せ、問題点を整理しながら検討を進めること。

ケ. 法人税について、欠損金繰戻しによる還付の不適用は恒久的に廃止すること。

コ. 退職給与引当金制度を復活すること。

(地方税)

- ア. 固定資産税の税負担軽減措置と抜本的見直しを図ること。
- イ. 大部分の地方自治体が明確な理由を示さぬまま安易に行なっている超過課税を速やかに解消するための検討を進めること。

(2) その他について

ア. 番号制度（個人番号）について、引き続き周知徹底を図るとともに、幅広い活用のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。

イ. 国税電子申告・納税システム「e-Tax」について、利用全般に関わる手続きの更なる簡便化を図ること。

ウ. 源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。

エ. 保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。

オ. 学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

(令和3年5月7日 一般社団法人 松本法人会)

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁵⁹) 法人税関係その57

法人が交付を受ける 助成金等の収益計上時期の取扱い

Q. 当社では、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から助成金等の交付を受けました。この助成金等はいつの事業年度の収益の額として計上する必要がありますか。

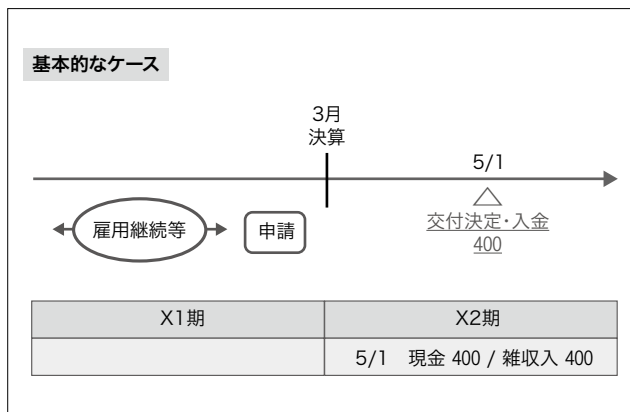
A.

○ ご質問の助成金等の収益計上時期については、個別の助成金等の事実関係によって、次のとおり、様々な時期が考えられます。

【基本的な考え方】

○ 法人税の所得金額の計算上、ある収入の収益計上時期は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となります（法人税法 22 条 2 項、4 項）。

ご質問の助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上することとなります。



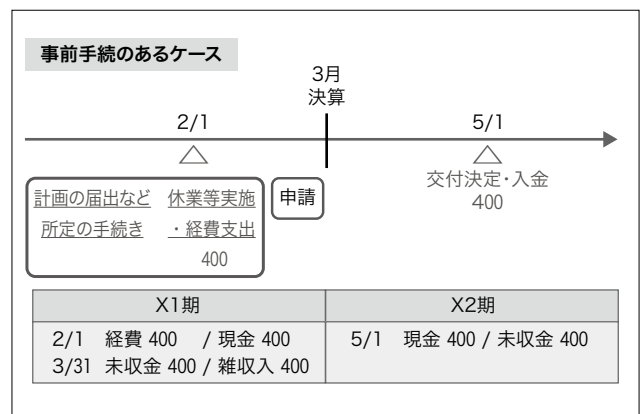
【特定の経費を補填するもの】

○ ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続（※1）をしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、その助成金等の収益計上時期はその経費が発生した日の

属する事業年度として取り扱うこととしています。
（※2 法人税基本通達 2-1-42）

※1 必要な手続とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当しますが、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出は不要とされています。その場合の雇用調整助成金の収益計上時期は、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

ただし、事前の休業等計画届の提出が不要の場合であっても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められ、経費が発生した日の属する事業年度に会計上も収益計上しているときには、税務上もその処理は認められると考えられます。



【参考】

※2（法人税基本通達 2-1-42） 法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期

法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ より。（FAQ とは、よくある質問とその回答を集めたもの）

（税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿）
（監修：関東信越税理士会 松本支部）



皆さん
こんにちは♪

梅の湯(株式会社 ホテル梅の湯)

松本市浅間温泉

代表取締役 平林 信氏

『できないと言うより、できることを考える』

梅の湯は、松本城の奥座敷である浅間温泉の中にある数寄屋造りの落ち着いた

雰囲気のホテルです。平成5年に松本市から都市景観賞を頂きました。

社長の平林さんが当館の経営に興味を持ったのは、“日本近代登山の父”とも呼ばれ、日本アルプスを登山したウォルター・ウェストン氏が上高地を紹介するにあたって逗留した旅館として全国的に有名であったので、当館を存続させたいと思ったからだそうです。

平林社長のこだわりはお客様へのおもてなしと食事と温泉です。小回りの利く旅館であることを活かして、お客様に対して心と心が通じる宿を目指しています。お食事については「食の安心・安全・五つ星店」として認定され、四季折々の素材を活かした会席料理にこだわりを持ち、温泉について当館の自慢は、1000年以上絶えることなく沸き続けている源泉を加水・加熱せずにかけ流していることです。

コロナの影響により地域、業界を取り巻く環境は依然厳しいですが、座右の銘である「できないと言うより、できることを考える」という気持ちを胸に、前を向き日夜経営の改善に取り組まれている平林社長さんでした。(大沢利充編集委員)



頑張ってます!!

『すてきなお庭造りのお手伝い』

株式会社 奨樹園

塩尻市広丘高出

市毛 知実さん

塩尻市広丘高出にごぞいます(株)奨樹園。昭和43年の創業以来、地域に根差した造園業者として、個人のお庭の設計から施工、樹木の剪定・植栽・伐採・消毒・害虫駆除や外構工事・エクステリアの施工、さらには公園工事や街路樹剪定などの公共事業も手掛けてまいりました。

今回お話を伺った市毛さんは山田社長の娘さんで、職人であるご主人が同社に入社されたのに伴い家業に入られ、現在は主にCADを使い現場の設計図を作成されています。お客様とは職人さんがお話をされるので直接お話を伺う機会は少ないそうですが、利用される方の暮らしを想像し、動線を意識し、使いやすいものをご提案できるよう心掛けており、手掛けたお庭がイメージ通りに完成し、お客様に喜んでいただいた時、そして時間が経ち植物が成長して、より一層素敵な空間になっているのを見た時はとてもうれしいそうです。

毎日お忙しい日々をお過ごしですが、健康のために自転車に乗り始めたそうです。これからも素敵なお庭造り、頑張ってください!

(清澤和恵編集委員)

法人会 無料会員相談室実施中 折込の相談カードをご利用ください

経営レポート

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い 法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱い

税理士 大塚 賢治



国税庁では、本年2月26日、3月26日「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の「5 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連する税務上の取扱い関係」のうち、〈法人税に関する取扱い〉において、法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱い等について更新されています。(FAQは随時更新されています)

1. 法人が交付を受ける助成金等の収益計上時期の取扱い

【基本的な考え方】

法人税の所得金額の計算上、ある収入の収益計上時期は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となります。

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体により助成金等が交付された場合には、国や地方公共団体により助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の交付が決定された日の属する事業年度の収益として計上することになります。

【特定の経費を補填するもの】

ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続きをしている場合には、その経費が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、その助成金等の収益計上時期はその経費が発生した日の属する事業年度として取り扱うこととしています。(FAQ5問7)

2. 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金の収益計上時期

通常の利子補給金の収益計上時期については、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度は、日本政策金融公庫等の一定の金融機関から融資を受けることを条件に、その融資により発生する支払利子を、最長3年間、実質的に無利子とすることを目的として交付されるものです。

そのため、この特別利子補給制度は、融資契約の変更等により利子相当額が変動した場合には、3年経過後に実際に支払った利子相当額により利子補給が確定することとされています。したがって、特別利子補給制度においては、交付決定日には利子補給額が確定していないことから、利子補給額に係る収入を受ける権利は確定していないと考えられます。

このようなことから、この特別利子補給制度については、事前に最長3年分の利子相当額の交付を受けるものの、交付を受けた時点では収益として確定せず、支払利子の発生に応じてその発生する支払利子相当額の収益が確定し、無利子化される性質のものと考えられますので、その支払利子(費用)の発生に応じて、その発生する支払利子と同額の収益を計上することとなります。(FAQ5問7-2)

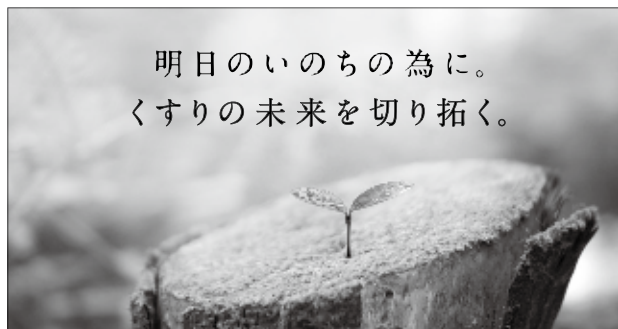
参考「国税庁 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

大塚会計事務所

〒399-0014 松本市平田東1-25-11

TEL・FAX0263-85-7330

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

• 【ふるさとの食】 シリーズ ⑮ •

『塩尻ワイン』
～個性豊かな塩尻“shiojiri”ワインを
ご賞味あれ～

標高 700 ～ 800 m に位置する塩尻市。日照時間が長く、昼夜の寒暖差が大きく、土壌は火山灰土が多いなどワインの原料となるブドウ栽培に適した土地を有します。実際に塩尻市を含む長野県は全国有数のワイン生産量とワイン用ブドウの生産量を誇る地域としてその名を知られていますが、中でも塩尻市は良質のワイン生産地として近年国内外で高い評価を得ています。現在塩尻市内には、明治期に創業した 100 年以上続く老舗ワイナリーから新しくオープンしたワイナリーなどの 16 社と、全国的にも珍しい醸造免許を持

つ高校 1 校がそれぞれ個性豊かで、魅力あふれるワインを製造しています。

ワインの良し悪しを決める大きなポイントの一つとされているが、原料となるブドウの品質です。前述の通りブドウ栽培に適した塩尻市では、農家の方々の長年にわたる努力の結果、高品質のブドウが地元で収穫できるようになりました。また、同じように醸造家の方々が長い年月をかけ磨き上げてきた醸造技術が高品質のワインを生み出します。こうして造り出される塩尻産ワインは、その良質な様々な品種のブドウが持つ個性が引き出され、果実味が豊富で、酸味がしっかりしており、全体的なバランスの良さが特徴とされています。

また、塩尻市内には地元特産のワインを堪能できる素敵なお店も数多くございます。今はまだにぎやかというわけにはいきませんが、ワインとお料理をじっくりと楽しむにはいい時期かもしれません。是非皆さん、塩尻が誇る美味しいワインをお楽しみください。(清澤和恵編集委員)



松本法人会の全ての 会員の皆様へ “法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

先月号の広報誌でもご案内の通り、今年も 5 月から“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員企業の皆様におかれましても大変なご苦勞をなされている中、誠に恐れ入りますが、ご協力をお願い申し

上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。※詳しくは先月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。ご協力よろしくお願い申し上げます。

女性部 コーナー		女性部 6 月例会開催のご案内	
開催日	6 月 17 日 (木)	研修会	「インボイス制度、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上取扱いについて等」
時間	11:00 ～ 12:00	講師	松本税務署法人課税第一部門 新原上席調査官
会場	大同生命松本ビル 1 階 第一会議室		

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

●お申込み、忘れていませんか？●

生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も約1時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。

すでに封書にてご案内をお送りしてございます。ご案内では6月1日を申込み締め切り日とさせていただきますが、定員に余裕のある日時にお申込みいただくことは可能ですので**まずは事務局までお問合せください。(電話：35-8080)**

なお、今般の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、

できる限りの安全対策に努めますが、受診に不安のある方は次回(令和4年2月実施予定)に受診を延期することもご検討いただければと存じます。

実施日 7月5日(月)～9日(金)

午前8時～11時までの各時間帯

※一部の日程、時間帯はすで混みあっておりますので事務局までお問合せ下さい。

会場 林友ホール(松本市双葉 18-22)

備考 検査は(一財)全日本労働福祉協会が行います。

※詳しい健診内容や費用につきましては、封書にてお届けしておりますご案内にてご確認ください。

**2021 シーズン松本山雅FC主催試合
観戦チケット(引換券)を抽選でプレゼント!!**

Jリーグ松本山雅FC主催試合観戦チケット(引換券)を抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・チケット(引換券)は会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケット(引換券)は2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- ・全ての席種について試合当日場外南側エリアの特設チケット引換所にて引換券と、当日用チケットと交換していただきます。引換券のままのご入場は出来ません。
- ・今回は6月19日[vs 大宮アルディージャ]～8月22日[vs 愛媛FC]のチケット(引換券)です。以降、運営会社よりチケット(引換券)を受け取り次第、

ご案内いたします。

【応募方法】

- ①お名前 ②企業名 ③ご連絡先(住所・電話番号)
④ご希望される試合※お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

上記4項目をご記入の上、法人会事務局にFAX(36-0839)で、6月14日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J2リーグ 19節	6月19日(土)	大宮アルディージャ	18:00
J2リーグ 21節	7月3日(土)	東京ヴェルディ	18:00
J2リーグ 23節	7月17日(土)	水戸ホーリーホック	18:00
J2リーグ 25節	8月14日(土)	京都サンガF.C.	18:00
J2リーグ 26節	8月22日(日)	愛媛FC	18:00

【お問い合わせ】

法人会事務局(電話：0263-35-8080)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

経営者大型総合保障制度は

「会員企業を守りたい」という法人会の強い思いから

1971年(昭和46年)に誕生し、

2021年(令和3年)に創設50周年を迎えました。

思いをつないで50年。

大同生命は「経営者大型総合保障制度」を通じて、

これからもみなさまに大きな安心をお届けしてまいります。

DŌDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

6月の予定

2日塩尻部会税務研修会・総会 3日広報委編集会議、川手部会総会・税務研修会 4日税制委グループ会議、松本Aブロック税務研修会 7日豊科部会総会・税務研修会 8日松本Bブロック税務研修会、青年部第二・第七委員会幹事会 9日穂高部会税務研修会・総会 11日6月役員会 15日県連理事会 16日松本Cブロック税務研修会 17日女性部6月例会 22日青年部6月例会 23日松本Dブロック税務研修会 25日総務委員会 28日決算説明会 29日松本Eブロック税務研修会 30日新設法人説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会/5月決算法人対象)

6月28日(月) 午後2時より松本市駅前会館「大会議室」※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。

なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

2021年度

税務職員募集のお知らせ (採用試験要綱)

■概要

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格

1. 令和3年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和4年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者
2. 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

■試験の程度 高等学校卒業程度

■申込方法等

【原則】インターネット申込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付時間

令和3年6月21日(月) 午前9時～6月30日(水)

[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】

○問合せ先： 希望する第1次試験地を所轄する国税局(沖縄国税事務所)

■試験日

第1次試験日 令和3年9月5日(日)

第2次試験日 令和3年10月13日(水)-10月22日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■合格者発表日

第1次試験合格者 令和3年10月7日(木)

最終合格者 令和3年11月16日(火)

■問合せ先

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課 TEL:03-3581-5311
内線 2333

午前9時～午後5時

(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL:048-600-3111 内線 2097

午前9時～午後5時

(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

松本法人会

クールビズ運動実施

当会では地球温暖化対策の一環として環境省の推進するクールビズ運動を、本年も下記要領にて実施致します。

期 間 6月1日～9月30日まで

対象行事 当会全行事(各種会議・研修会等) 日常業務

対 象 当会役職員及び会員

内 容 ①室温28℃管理に努める。
②涼しく効率的に働くことができる服装(ノーネクタイ等)。但し、強制するものではない。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌、イラスト、写真、データ、イラスト、CD、デジタルカメラ、デジタル写真機、手書きのイラスト、素材を組み合わせて、自社HPから

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ご利用下さい!!



法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新

セミナーDVD
レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は
会員ID : hj0915 パスワード : 8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



「松本市保健所が開所されました」(松本市)



令和3年4月1日、松本市が中核市に移行したのに伴い、松本市島立にごじます長野県松本合同庁舎の一角に松本市保健所が開所しました。現在、保健所は新型コロナウイルスの対応窓口として注目されていますが、それ以外にも健康や食品・生活衛生など私たちの暮らしに関わる様々な業務が行われています。(大沢利充編集委員)

令和3年4月1日、松本市が中核市に移行したのに伴い、松本市島立にごじます長野県松本合同庁舎の一角に松本市保健所が開所しました。現在、保健所は新型コロナウイルスの対応窓口として注目されていますが、それ以外にも健康や食品・生活衛生など私たちの暮らしに関わる様々な業務が行われています。(大沢利充編集委員)

川柳コーナー

受賞者の

胸の赤バラ

誇らし気

四千社

今が見せたい

底力

若みどり

暗いコロナ禍

嘘のよう

無筆

あとがき

当社は定年制を撤廃しました。定年を迎えた社員は熟練工です。短時間で済ませ、若い社員と対等に仕事ができますし、長年の経験は会社の財産です。大切な経営資源を退職によって失いたくなかったからです。

会社は経営者と社員の共同体です。社員の人生を預かって会社は成長してきました。にもかかわらず、定年を迎えた社員に向かって「第二の人生を歩め」とばかりに社会に放り出しても、定年を迎えた社員には行き場所がありません。

まもなく人生100年の時代を迎えます。こうした時代に今日の退職規定は過去の遺物と考えます。高齢者が新技術を習得するのは難しいかもしれませんが、今までの流れの範囲の仕事なら遜色ありません。

政府は週休3日制を提案しました。私も年齢に合わせた勤務体系を考え、定職制を廃止して高齢者の週休5日制を実現させました。日本は高齢化時代に突入しました。会社は社会の要請に合わせた勤務体系の構築こそが社会貢献だと思います。

(大沢利充)
本号編集委員...

大沢利充
清澤和恵



個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開館通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社